

## 本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（こども安全課）

### 一 趣旨

児童福祉法の一部改正等に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める等するための改正

### 二 内容

- (一) 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。
- (二) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、給付金として支払を受けた金銭を設置者が管理しなければならない施設に、母子生活支援施設を加える。

### 三 施行期日

公布の日